

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目                             | 留萌開発建設部  | 旭川地方気象台  | 留萌振興局                                 | 留萌市   | 消防  | 警察  | 自衛隊  | J R   | 課題  |                       |
|--------------------------------|--|--|---------------------------------------|---|---|---|--|---|---|-----------------------|
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング | ・避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。<br>・重大災害の発生のおそれがある場合には、留萌開発建設部から留萌市長に情報伝達（ホットライン）をしている。 | ・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。<br>・警報・注意報を発表している（警戒期間、注意期間、ピークの時間、最大雨量や流域雨量指数などの予測値を発表）          | ・重大災害発生のおそれがある場合、関係自治体・機関と情報共有を図っている。 | ・重大災害の発生のおそれがある場合には、留萌開発建設部から留萌市長に情報伝達（ホットライン）をしている。  | ・河川情報については、インターネット等を活用して情報を入手している。<br>・被災情報や避難勧告等の情報については、留萌市災害対策本部より入手。          | ・水害を含めたあらゆる災害事象について、各関係機関の防災担当者や情報共有し、連絡体制の確立を図っている。                                      | ・河川情報については、インターネットを活用し、情報を入手している。<br>・被災情報や避難勧告等の情報について、振興局及び町の災対本部等より入手するとともに、連絡幹部を派遣している。                              | ・河川情報については、インターネット等を活用して情報を入手している。              | ・洪水予報等の防災情報が受け手側にとってわかりにくいこともあり、防災情報の持つ意味や防災情報を受けた場合の対応について、住民等の認識が不十分であることが懸念される。  | A                     |
| 避難勧告等の発令基準                     | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。   | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成に協力している。<br>・警報・注意報を発表している（警戒期間、注意期間、ピークの時間、最大雨量や流域雨量指数などの予測値を発表） |                                       | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。<br>・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。  | 地域防災計画に基づき留萌市災害対策本部より発令される情報を入手している。  |   | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインを留萌開発建設部等から確認している。（26普連）   |   | ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの運用実績が現時点では無いことから、訓練を通じた精度向上と合わせて、円滑な運用を可能とするために、各地域における避難勧告等の発令タイミングや、避難情報の伝達方法等を予め整理することが求められる。<br>・現行の地域防災計画には、水位に対応した避難勧告等の発令基準や、発令対象地区が明確に記載されておらず、災害時要配慮者利用施設等への情報伝達の手法等が定められていない。  | B<br>C                |
| 避難場所・避難経路                      | ・平成24年8月に浸水想定区域図を公表し、留萌市長に通知している。  |  |                                       | ・浸水想定区域図に基づき、平成25年2月に洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。また、まるごとまちごとハザードマップを6箇所設置している。<br>・平成29年度中に新たなハザードマップが完成。                                       |   | ・避難経路が途絶した箇所については、迂回（通行止め）対応を実施<br>・被災現場における救出救助、交通規制等の対応。<br>・交番・駐在所勤務員への避難場所・避難経路の周知を実施 | ・各自治体の修正に基づく防災マップ及びハザードマップ等を確認   | ・自治体提供のハザードマップ活用し、駅への掲示（浸水範囲、避難所、避難場所の周知）を実施する。 | ・浸水想定区域図等に記載された浸水深等の情報がリスクとして十分に認識されていないことが懸念される。<br>・避難経路を指定していないため、いざという時に避難経路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。<br>・市街地の大部分が浸水する可能性があるため、多くの避難者が集中した場合には、避難所施設が不足することが懸念される。<br>・広範囲の浸水により、近傍の避難場所が利用できないことが懸念される。<br>・中上流部では国道の浸水により、災害拠点病院への搬送等が困難になることが懸念される。 | D<br>E<br>F<br>G<br>H |
| 住民等への情報伝達の体制や方法                | ・河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。  | ・警報・注意報及び洪水予報等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。<br>・大雨に伴う浸水や洪水の危険度分布をホームページで公表している。              |                                       | ・ホームページ、防災無線、広報車などにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。<br>・FMもえるを活用し、避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を放送している。また、インターネット配信も開始し（サイマルラジオ）、スマートフォン等でリアルタイム情報取得が可能となっている。 | ・地域防災計画に基づき、市長の避難勧告又は指示により住民への情報伝達を行う。<br>（伝達方法は、消防車両等による警戒広報を実施する。）              | ・防災講話等の機会を活用して、住民等に対し河川情報についての理解を深める。<br>・水害発生時には、パトカーなどによる広報活動を実施                        | ・災害派遣要請に基づき、車両拡声器等により情報伝達を支援するとともに、状況により戸別訪問を実施  |   | ・高気密性住宅が多いことに加え、風雨などの騒音等により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。<br>・高齢者など一部の住民に伝わっていない可能性がある。また、文字・水位情報のみではわかりにくく、伝えたい情報が正しく伝わっていないことが懸念される（留萌市の高齢化率は3割を超える）。   | I<br>J                |
| 避難誘導體制                         |  |  |                                       | ・避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、警察、水防団が実施している。   | ・留萌市と連携して実施<br>・消防車により住民等に対し周知徹底を図る。<br>・避難の必要がある地域住民に対し、避難勧告・避難指示を行い避難時の安全確保を図る。 | ・関係市町村と連携して避難誘導、補助等を連携して実施  | ・道知事（留萌振興局長）からの災害派遣要請に基づき、部隊を派遣し、救助活動、避難誘導等を実施<br>・当初、FAST-FORCE（初動部隊）による情報収集等を実施し、その後、連隊主力（全部又は一部）により、災害派遣要請に基づく災害派遣を実施 | ・自治体等と連携し、駅並びに列車をご利用のお客様への避難誘導を実施               | ・地域防災計画には、市職員、警察、水防団が適切かつ迅速に避難誘導を行うこととされており、迅速な活動のためにより連携が求められる。  | K                     |

②水防に関する事項

| 項目           | 留萌開発建設部  | 旭川地方気象台 | 留萌振興局  | 留萌市   | 消防  | 警察                    | 自衛隊   | JR   | 課題   |   |
|--------------|--|---------|--|---|---|-----------------------|---|--|--|---|
| 河川水位等に係る情報提供 | ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じ伝達している。<br>・基準観測所の水位に応じて水防警報を発表している。         |         |  | ・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して必要な行動を指示している。  |   |                       | ・インターネットを活用し、留萌開発建設部等から情報収集   |  | ・河川水位、洪水予報、水防警報、重要水防箇所等の情報がどのように活用されるべきなのか、個々の水防団員への周知が不十分である。 | L |
| 河川巡視区間       | ・平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 |         | ・平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 | ・平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。  | ・留萌川流域と支流のリスクの高い箇所の警戒巡視の実施  |                       | ・関係機関からの情報を把握   |  | ・住民を含む合同巡視が対象地区全てでは実施されておらず、リスク情報の周知が充分とは言えない。                 | M |
| 水防資機材の整備状況   | ・留萌開発事務所、東雲水防拠点、潮静水防拠点において水防資機材を保有している。<br>・留萌開発事務所にて、排水ポンプパッケージを保有している。       |         | ・防災資材備蓄センターにおいて水防資機材を保有している。   | ・市役所等において水防資機材を保有している。  | ・水防資機材を消防署に備蓄、また一部の消防団詰所にも水防資機材を備蓄している。   |                       | ・偵察ボート(5人乗りゴムボート)を保有<br>・H29年度、人命救助システムⅢ型(水害対処器材)納入   |  | ・中上流部における水防資機材保管場所が確保されていないことから、資機材搬入時間の短縮が求められる。              | N |
| 水防活動の実施体制    |  |         |  | ・災害発生時に地域で相互に協力できるよう、留萌市防災会議・留萌建設協会等が連携して運動会形式の留萌市市民防災訓練を実施<br>・市職員が「北海道地域防災マスター」を積極的に取得し、防災体制の強化に努めている。<br>・自助・共助による災害に強い地域作りを目指し、リーフレットやホームページで自主防災組織の結成促進に取り組んでいる。 | ・河川の増水等災害による被害が予想される場合は、管轄区域内の警戒パトロールにより、情報収集、その他の応急処置を実施する。<br>・水防体制強化のため、水防資機材を活用し関係機関と連携した水防訓練を実施している。 | ・各自治体等が主催する防災訓練に参加する。 | ・道知事(留萌振興局長)からの災害派遣要請に基づき、部隊を派遣し、水防活動等を実施<br>・当初、FAST-FORCE(初動部隊)による情報収集等を実施し、その後、連隊主力(全部又は一部)により、災害派遣要請に基づく災害派遣を実施 | ・水防活動に関する専門的な知識等を習得する機会が少ないこと、水防団員が減少傾向であることから、作業を的確にできないことが懸念される。 | O  |   |
| その他          |  |         |  | ・道北9市(旭川市、留萌市、稚内市、芦別市、紋別市、深川市、富良野市、士別市、名寄市)は災害時の物資の提供や職員の派遣などについては「防災に関する相互応援の覚書」を締結している。   | ・各自治体で行われる防災訓練に参加している。<br>・「北海道広域消防相互応援協定等」を締結している。   |                       |   |  | -  | - |

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

| 項目                  | 留萌開発建設部  | 旭川地方気象台 | 留萌振興局  | 留萌市   | 消防   | 警察 | 自衛隊 | J R | 課題   |   |
|---------------------|--|---------|--|---|--|----|-----|-----|--|---|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した排水訓練を実施している。</li> <li>樋門の操作点検を出水期前に実施している。</li> <li>排水機場による排水活動及び排水ポンプ車の運転委託による内水排除対策を実施している。</li> <li>保有する水防資機材は非常時においては水防団体等へ貸し出しが可能である。</li> </ul>  |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した排水訓練を実施している。</li> <li>保有する水防資機材は非常時においては水防団体等へ貸し出しが可能である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した排水訓練を実施している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>小型電気排水ポンプ、可搬動力ポンプ、ポンプ車による軽微な給排水が可能</li> </ul> |    |     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統を把握し、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある。</li> </ul> | P |
| 既存ダム・遊水地における洪水調節の現状 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月より留萌ダムの運用を開始し、洪水調節により、平成25年9月洪水時には約2mの水位低減効果（幌糠水位観測所）を発揮している。</li> <li>ダム流域内総雨量又はダム流入量が基準に達した場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。</li> <li>非常用洪水吐からの放流前に関係機関へ通知するとともに、ダム下流において、警報局のサイレン及び警報車による巡回を行っている。</li> <li>大和田遊水地への洪水流入時は、関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知するとともに、周辺住民に対して河川情報表示板で周知を実施している。</li> </ul> |         |  |   |  |    |     |     | -  | - |

④河川管理施設の整備に関する事項

| 項目                         | 留萌開発建設部  | 旭川地方気象台 | 留萌振興局  | 留萌市 | 消防 | 警察 | 自衛隊 | J R | 課題  |   |
|----------------------------|--|---------|--|-----|----|----|-----|-----|---|---|
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画断面に満たない堤防に対し、早期に嵩上げを実施するため、中流部で堤防整備を実施している。</li> <li>流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するため、下流部で河道掘削を実施している。</li> </ul> |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定区間において河岸保護を実施している。</li> </ul> |     |    |    |     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫する恐れがある。</li> </ul> | R |